

# 身体拘束等適正化のための指針

令和5年4月1日

特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご

(法人における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものと認識します。「特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご」では、利用者一人一人の尊厳に基づいた健康で、笑顔あふれる生活が守られるための仕組みを作り、適切な法人運営を行います。利用者の心身の健康に多大なる影響を及ぼす可能性がある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

1. 理念 利用者の尊厳をすべての支援の出発点とする。

2. 身体拘束等を行わず支援を提供するための基本姿勢

(1) 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的な拘束のリスクを除きます。

利用者を理解し、それぞれの性格、障害特性、生活歴等を踏まえ、本人にとっての最善を考えることを基本とし、支援者側も支援技術の向上、工夫、話し合いの場を持ち、身体拘束等を誘発するようなリスクを取り除く努力を常に行います。

(2) 責任ある立場の職員が率先して法人全体の資質の向上に努めます。

管理者、サービス管理責任者、主任等が率先して事業所内外の研修に参加、また研修を実施し、法人全体で身体拘束適正化に向けた理解を深め、知識・技術の水準が向上する仕組みを作ります。特に重度行動障害をお持ちの利用者に対して環境の整備を図る為の職員の研修、また組織化された支援体制の整備を行います。

(3) 利用者・家族と話し合いの場を持ち、「身体拘束ゼロ」を目指します。

利用者本人にとって、心地よい生活環境・支援についてご家族と話し合い、利用者にとっての最善を考えることを支援の基盤とします。そのうえで、やむを得ず身体拘束等が必要と判断された場合でも、常に「身体拘束ゼロ」を目指すべく検討を重ねます。

(4) 全職員の強い意志で支援の本質を考え、職員一丸となって支援の向上に努めます。

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を高く持ち、身体拘束を用いない支援の実施に努める。

身体拘束の廃止が最終的な目標ではなく、身体拘束を廃止していく過程で提起される様々な課題を真摯に受け止め、「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別支援を重視したサービス提供の質の向上を目指すことで、よりよい支援の充実に取り組んでいく。

### 3. 身体拘束に該当する具体的な行為

- (1) 車椅子等に縛りつける。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型手袋を付ける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

#### 1. 設置及び開催

法人は、身体拘束等適正化委員会を設置し、身体拘束適正化を目指すための取り組みの確認・改善を検討します。委員会は年1回(虐待防止委員会と合わせて)を基本として、その他必要に応じて招集します。

#### 2. 委員会の構成

- (1) 委員長は、管理者とする(虐待防止委員会委員長を兼ねる)。
- (2) 委員には、サービス管理責任者、虐待防止リーダー(研修受講済み)、各事業所主任指導員、職業指導員及び生活支援員を加える。
- (3) 委員には、必要に応じて法人理事を加えることが出来る。
- (4) 委員には、利用者、又は保護者の代表を加えることが出来る。
- (5) 委員会の委員については、別途「委員会名簿」添付。

#### 3. 身体拘束等適正委員会における具体的な対応

- (1) 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- (2) 事業所職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(1)の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- (3) 身体拘束等適正化委員会において、(2)で報告された事例を集計し、分析すること。
- (4) 身体拘束等を開始する検討が必要な入居者がいる場合には、3要件の該当状況、代替案についても検討する。
- (5) 今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合には、家族等との意見調整の進め方を検討する。
- (6) 3要件の該当状況を具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

(7) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。

(8) 委員会として、研修を企画・実施。また、各事業所内において研修及び必要な指導が行われているか確認し、対策を講じる。

(9) 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

## 5. 記録及び周知

身体拘束等適正化委員会での検討内容の記録様式(参考様式④参照)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、各事業所支援員その他の職員に周知徹底する。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束の適正化と人権擁護に関する正しい認識を教育する機会を設けます。

(1) 全職員を対象とした年1回の研修の実施。

(2) 新任職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施

(3) その他、必要と認められる研修の機会の提供

### 1. 利用者本人や家族に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

・拘束が必要となる理由(個別の状況)

・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))

・拘束の時間帯及び時間

・特記すべき心身の状況

・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載)

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得たうえで、実施します。

### 2. 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。その場合には契約者、家族等に報告します。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

1. やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、身体拘束等適正化に則った手順を経て実施します。

2. 身体拘束等解除に向けて

各事業所において日々の支援を提供する上で生じる身体拘束の様態の確認・記録と合わせて、利用者本人の生活の様子、心身への弊害の程度、代替手段の再検討、専門機関・医療機関等との連携、利用者本人・家族等からの意見を考慮し、また拘束をしない場合のリスクについても評価し、身体拘束の解除に向けた検討を行います。

身体拘束の解除についても各事業所からの報告を受け、身体拘束等適正化委員会での判断をもっての解除とします。

<切迫性>

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでも尚身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

<非代替性>

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護する観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

<一時性>

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」を判断する場合には、利用者本人の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる。仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、法人のホームページに掲載し、ご利用者及び 家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

身体拘束等のない障害福祉サービスを提供していくために各事業所職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束ゼロに向けて取り組みます。

1. マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
2. 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
3. 障害者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
4. 障害者であるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
5. サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。
6. 法人、各事業所は、身体拘束等適正化・廃止の取り組みをきっかけに「更なるサービスの質の向上」「地域福祉の実現」を目指す。
7. 職員は、「言葉による拘束(スピーチロック)」にも配慮して、利用者のより良い生活に繋がるよう真心と優しさのこもった「支援」を実現するよう努力する。

令和5年度 人権倫理委員会

(虐待防止委員会身体拘束等適正化委員会) 委員一覧

氏名	所属・部署	担当
押尾 浩二	管理	管理者
押尾 浩二(兼務)	多機能型	サービス管理責任者
曾根佳代	生活介護	虐待防止リーダー
田中久恵	生活介護	生活支援員
山本衛	就労継続支援 B 型	主任職業指導員
小林峰子	就労継続支援 B 型	目標工賃達成指導員
松野雅己	就労継続支援 B 型	主任指導員

「特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご」法人役員

理事長 田村 正志

副理事長 櫻井 隆

理事 増田 修三

甲賀 善晴

宮崎 美和子

秋山 壽々子

外山 敬三

岩瀬 清美

監事 北野 八十次